審議会等の会議結果報告書

【担当課】　都市計画課

会議の名称	茅野市都市計画審議会		
開催日時	令和８年９月14日（月）午後７時　から　午後８時00分　まで		
開催場所	茅野市役所８階大ホール		
公開・非公開の別	（公開）・非公開	傍聴者の数	０人

議題及び会議結果

	協議内容・発言内容（概要）
	１　開会
事務局	お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 ただいまから、茅野市都市計画審議会を開会いたします。 本日の進行を務めさせていただきます都市計画課長の立石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議の成立についてご報告をいたします。 本日ご出席いただいております委員さんは12名でございます。 委員定数 15 名の半数以上の出席がございますので、茅野市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。 会議に入る前にお諮りいたします。 ここで報道機関から傍聴並びに撮影の申し出がありました、これを許可することにご異議はございませんでしょうか。
	－－－　異議なし　－－－
事務局	ご異議ないものと認め、入室をしていただきます。 なお、次第６に審議会の公開について改めてお諮りをいたしますので、それまでの間ということでよろしくお願いをします。
	－－－　報道機関入室　－－－
	２　委嘱書交付
事務局	それでは初めに、委嘱書の交付を行います。 委嘱から少々時間が経ってしまいましたが、昨年６月１日の改選後初めての審議会になりますので、委員の皆様に今井市長から委嘱書の交付をさせていただきます。 委員の皆さんはその場でお受け取りをお願いしたいと思います。
	－－－　市長　委嘱書交付　－－－
	３　市長あいさつ
事務局	続きまして、今井市長からご挨拶申し上げます。
市長	皆さんこんばんは。大変お忙しい中、茅野市都市計画審議会にお集まりをいただき

	まして誠にありがとうございます。 只今、皆様方に委嘱書をお渡しさせていただきました。これから皆様には大変ご厄介になるわけでありますけれども、何卒よろしくお願い申し上げます。 さて、今回改選後初めての、審議会になるわけでありますけれども、都市計画というのは市の計画の中でも本当に大事な計画でございます。 この都市計画の背景には、茅野市が行っている、第 6 次総合計画に基づいた様々な政策、施策があるわけですけども、そうしたものがこの計画の中に反映をされているっていうものが理想の形になってまいります。 そういうものが反映されて、都市計画というのは街づくりの本当に基本中の基本ということでございます。 その背景には農業、工業、環境、福祉、医療、様々なものがこの都市計画というものの中に包含されているという風に見ていただいて間違いはないと思います。 そうしたことが入っての都市計画でありますのでそこに基づいて、いろんな事業を進めていくという形になりますので、そういった様々な立場からの、ご意見というものが、この計画を、作るあるいは遂行していく上で、非常に重要になっていくのだろうなという風に思っているところでございます。 特に、昨今は非常に世の中の移り変わりが激しく、その時代に合わせたやり方というものも考えていかなければいけなくて、そうしたものを考えながらこれからの、街づくりっていうものも、道路網や、インフラ整備を考えていかなきゃいけない、当然公共施設っていうものがどうあるべきなのかということも含めて、間違いのない形で進めていくということが重要だと思っておりますので、皆様方のそれぞれの知見を、存分に発揮をしていただきますことを、お願い申し上げまして、冒頭の私からの、ご挨拶に代えさせていただきたいという風に思います。 大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。 4 自己紹介
事務局	続きまして、委員の皆様の自己紹介をお願いします。お手元の委員名簿をご覧ください。1 番の金子委員さんからお願いいたします。 －－－ 委員、自己紹介 －－－ 5 会長、副会長の選出
事務局	続きまして、新しい任期での初めての審議会ですので、会長、副会長を選出いただきたいと思います。会長が決まるまでの間、今井市長が会議の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 －－－ 市長 進行 －－－
市長	それでは、茅野市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、審議会の会長及び副会長の選出を行いたいと思います。 会長及び副会長各 1 名は互選による選出となっております。 まず会長からでありますけれども、立候補の方がいらっしゃいましたら手を挙げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。 －－－ なし －－－

市長	立候補ないようでございますので、それではご推薦のご意見ありましたらどなたかお願いします。
委員	商工会議所の金子会頭が適任かと思います。
市長	ただいま金子さんとの推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。賛成の方、拍手をもってご賛同いただければと思います。 －－－　拍手多数　－－－
市長	ありがとうございます。前回に引き続きまして金子好成さんに会長をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは次に副会長をお願いしたいと思います。 立候補及び推薦の方いらっしゃいますでしょうか。
会長	矢崎敏臣さんにお願いしたい。
市長	ただいま金子会長から矢崎敏臣さんとのご推薦がございましたが、皆様方いかがでしょうか。賛成の方拍手をもってご承認いただければと思います。 －－－　拍手多数　－－－
市長	ありがとうございます。 それでは会長に金子さん、副会長に矢崎さんということで決定をさせていただきます。 それでは会長、副会長さん、こちらの席の方にご移動をお願いいたします。 それでは、会長、副会長にご就任をいただきました、金子さん、矢崎さんからご挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願いします。
会長	改めまして、会長に、就任いたしました金子と申します。スムーズに、慎重審議できますようにご協力をよろしくお願いいたします。
副会長	副会長に推薦いただきました矢崎敏臣です。会長さんを補佐するように一生懸命やります。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	以降の会議の進行は金子会長にお願いいたします。なお、ここで市長は次の公務のため退席いたしますのでご了承いただきたいと思います。 ６　審議会の公開について
会長	それでは次第に基づきまして進めさせていただきます。次第の 6、審議会の公開について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは事務局からお願いをいたします。 茅野市、審議会等の会議の公開に関する要綱に基づきまして、ご説明させていただきます。 同要綱第 4 条におきまして、公開、または非公開の決定といたしまして、審議会等の会議の公開または非公開の決定は、審議会等の長で、当該審議会にお諮

	りいただいて行うものとされております。 また同要綱第 3 条におきまして、会議公開の原則ということで、審議会等の会議は、原則として公開するものとされております。 ただし、次の各号のいずれかに該当する時は、会議の全部または一部を非公開とすることができるとなっています。 その内容でございますが、1 といたしまして、法令等の規定により会議を公開することができないと認められる場合。 2 といたしまして、茅野市情報公開条例、第 6 条各号に掲げる情報、以下、非公開情報と言いますが、こちらに該当する事項の審議等が行われる場合。 3 といたしまして、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合となっています。 事務局といたしましては、この第 3 条に基づく非公開事項には本日の会議は当たらないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
会長	先ほどのご説明にありましたように、本日の審議会の公開または非公開について皆様にお諮りいたします。本日の案件については審議会を非公開とするものに該当しませんので、この審議会は公開としてよろしいでしょうか。 －－－　異議なし　－－－
会長	また、審議会議事録の公開については氏名を伏せた議事録として公開してよろしいでしょうか。 －－－　異議なし　－－－
会長	それではそのような形で進めさせていただきます。 本審議会は公開とし、審議会議事録については氏名を伏せた議事録として公開をいたします。 ７　議事録署名委員の指名
会長	続きまして次第 7、議事録署名委員の指名について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議事録の署名につきましては、会長と、委員の中から 2 名の計 3 名ということで、お願いをしてございます。 2 名の委員様につきましては、慣例に基づき、恐れ入りますが名簿順で、本日につきましては 2 番委員篠原委員さんと 3 番委員藤森委員さんにお願いしたいと思ってございます。 会議録作成後、ご署名をいただきにお伺いいたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	ありがとうございました。議事録の署名人といたしまして篠原委員さん、藤森委員さんよろしくお願いいたします。 ８　議事案件

会長	続きまして次第の8、議事に入ります。本日の案件については事務局から説明をお願いいたします。
上下水道課	本日はご審議よろしくお願いいたします。 それでは、本日のご審議いただく内容につきまして、ご説明をさせていただきます。 内容としましては都市施設であります、下水道の計画区域を追加するというものでございます。 資料は、都市計画決定の手続きに必要な形式で作成したものになりますので、わかりにくい部分もあるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。 それでは資料をご覧ください。 まず表紙をめくっていただきますと、茅野都市計画下水道の決定（変更）、都市計画茅野市公共下水道の排水区域を次のように変更すると記載されております。 排水区域については、後ほどご覧いただく総括図に、具体的に位置が載っているわけですけれども、変更後の面積としましては、汚水が約3,277ヘクタール、雨水が約3,246ヘクタールで、今回追加を予定しているのは汚水のみになります。 簡単に理由の記載がございます。 公共下水道の既整備区域、または既設管渠に隣接する一部の区域は、効率的整備が可能であることから排水区域として追加し、公衆衛生の向上と公共水域の水質保全を図るため、新たに下水道計画区域に設定し、茅野の都市計画下水道を変更するというものです。 1枚めくっていただきますと、変更理由書となっております。 さらにめくっていただき、次のページが、新旧対照表になります。 これが下水道にかかる都市計画決定のすべての内容ですが、今回の変更内容は、２の排水区域の汚水の面積が、3,273ヘクタールから、3,277ヘクタールとなっておりまして、つまり、約4ヘクタール追加するというものです。その他の内容に変更はありません。 続きまして、総括図をご覧ください。 総括図は2枚ありまして、左上の囲みの中に記載がありますが、1枚目が汚水、2枚目が雨水の総括図です。 今回変更があるのは、汚水のみですので、汚水の総括図をご覧ください。 左下に凡例がございます。 赤で囲っている部分が今回追加する区域ということで、クリーム色に着色された既存の排水区域にくっつく形で、追加区域が見て取れると思います。 これらを追加すると、排水区域が約4ヘクタール増えるということになります。 変更の内容は以上になりますが、ここで今回、都市計画決定の変更手続きに至った経過と、追加する排水区域についての説明をさせていただきたいと思います。 下水道の都市計画決定については、前回変更手続きを行ったのが令和6年度です。 令和6年12月に、都市計画審議会でご審議をいただいております。 下水道事業の計画は、長期的な基本計画である全体計画に整合する形で、5年程度の短期的な整備計画である事業計画を策定することが、下水道法において定められております。 これと同時に、それらの下水道施設や区域を都市計画上に位置付けるための手

	続きが必要であり、今回の審議会もその一環として開催しております。 通常ですと、先ほど申し上げた事業計画の期間を 5 年に一度延伸するという定期的な見直しを行っておりまして、前回令和6 年度もこれに当たります。 こういった定期見直しの際には、期間中に特別使用許可という形で下水の接続を認めた区域を、計画上追加することをしています。 特別使用許可とは、計画区域外の場所について、本来であれば下水の接続を想定していないものの、下水道管本管も近くまで伸びており、また汚水量も多くないために、下流や処理場への影響も少なく、自己負担の工事により接続することは問題ないと認め、許可するものになります。 茅野市で多くあるのは、集落に隣接する農地について、農地転用を行い、一般住宅の建築や、宅地造成を行うというパターンになり、前回の見直しの際もこういったケースで下水道に接続した区域を追加しております。 今回は、前回の見直しから 2 年での手続きということで、イレギュラーなわけですけれども、これは株式会社ディスコさんが、湯川に新たな大規模工場を建設するという計画が持ち上がったためで、大規模な工場となると当然汚水量も多く、下流や処理場への影響も大きいと考えられることから、特別使用許可による事後手続きというわけにはいかず、事業計画区域に追加してから建設を始めてもらう必要がありました。 また、同時期に、諏訪東京理科大学が、新しい研究棟を建設するという話があり、こちらは既存の研究棟が手狭になったために新しく建てるということで、汚水量の増加は見込まれないケースでありましたが、追加する区域の面積としては大きいため、これも同時に追加する予定としておりました。 これらの話が出てきたのが、令和 5 年度中でありましたけれども、前回の定期見直しの際に盛り込むのには間に合わず、また数年中に建設に着手したいという意向を受けて、次回定期見直しまで待たずに、令和 7 年度に予算計上をし、手続きを行うことといたしました。 そうした中、工場の建設予定地のほとんどが農振農用地、いわゆる青地の土地でしたので、下水道の手続き以前に、農振除外の手続きが必要ということで、地域未来投資促進法という法律の枠組みのもと、商工課が県との協議を行ってまいりましたが、規模が大きいために調整に時間を要し、想定通りに進まず、結果としましては、令和 8 年度に繰り越してもこの工場分を下水道区域に追加することは時間的に不可能であるという状況になりました。 下水道事業にかかる一連の変更手続きが市単独で実施するものであれば、ここで実施を見送るということも判断できたわけですけれども、ご承知の通り、茅野市は、処理場を市内に持たない流域関連下水道ということで、計画変更については、県の機関であります、諏訪湖流域下水道事務所と連動して行う必要があり、流域にも計画変更のための予算計上をしていただいておりました。 流域には、当初から進捗状況を報告し相談もしてまいりましたが、最終的に繰り越しても農振除外が間に合わないという結論になった際、工場分が含まれなくても、大学分と令和 6 年度以降の特別使用許可分を追加する形で、計画変更は実施するという方針を示していただきまして、予算を令和 8 年度に繰り越して、現在このように一連の手続きを行っているという状況でございます。 先ほどご覧いただいた総括図ですが、赤く囲われた追加区域のうち、他よりも若干大きいＬ字型の部分が確認できますでしょうか。 こちらが大学の研究棟の部分でございます。 その他の部分は、住宅の建築や宅地造成のために特別使用許可を出し、すでに下水道に接続されている部分になります。 なお、研究棟については、年内に下水道工事に着手するということで、こちら

	もすでに申請を受けて特別使用許可を出してございます。 先ほども申し上げましたが、こちらは面積的には約 1.4 ヘクタールと大規模ではありますが、現状から汚水量の増加や水質の変化が見込まれないことから、流域への協議においても支障なしと、そういう回答をいただき、特別使用許可を出した状況でございます。 以上が、都市計画決定の変更内容に関する説明と併せまして、今回の手続きに至った経過をお話させていただきました。 説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。先ほどの説明でありましたようにちょうど前回は令和 6 年の 12 月 17 日ということでほとんど 2 年くらい前の話でした。このように大規模な案件があってということで審議会が開催されたということでありますが、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら挙手にてお願いいたします。
委員	理科大の方は、排水量がそれほど増えないことが見込まれるのでということでしたが、ディスコの工場進出は、半導体なので水は大量に使うと思うんですけど、それは問題なく、そこから大量に出ると下の方の排水が心配されるんですが、その辺は問題ないということなんでしょうか。
上下水道課	まず今回の見直しの中にはディスコの分は間に合わなかったということで含まれておりませんので、工場が建設されるようになりましたら下水道の方にも接続されるようになるかと思います。 今回は計画の方に入れる前提で色々計算等々はさせていただいておりまして、計画する最大の汚水量で計算をした中で、下流域にも影響がないといいますか、流下ができるということは確認できております。
委員	ありがとうございます。 もう今回増えるところは、すでに公共下水道につながっていて、それを都市計画に反映していくという、理科大以外はそういう受け取りでよろしいですか。
上下水道課	その通りになります。
会長	ありがとうございます。他にございますか。 －－－　発言なし　－－－
会長	よろしいでしょうか。 ないようでしたら、茅野都市計画下水道の変更については、原案の通りでご異議ございませんでしょうか。 －－－　異議なし　－－－
会長	ご異議ないものと認め、当審議会では原案について異議なしとして茅野市へ答申をいたします。 以上で議案を終了いたします。ありがとうございます。

	９　その他
会長	それでは次第の9、その他に移ります。 はじめに事務局よりお願いします
美サイクルセンター	それではお願いいたします。 当課で管理しています都市計画施設の不燃物処理場につきまして、今年度解体することが決まりましたので、都市計画決定の廃止をご審議いただく前に、今回、施設概要等を説明させていただきます 初めに施設概要となります。 旧茅野市不燃物処理場は、不燃ごみの処理を目的として昭和53年に都市計画決定され、昭和55年に建設した施設となります。 施設稼働後、平成10年度からは分別収集の開始に伴い、缶類やビン類の中間処理及びプラスチック類などの一時保管施設としても使用してきましたが、令和3年10月に諏訪南リサイクルセンターが稼働したことに伴い、令和3年9月に稼働を終了しました。 続いて、都市計画決定を廃止する理由となりますが、当施設の稼働停止後は、当施設の再利用を含めて今後の土地利用について検討を進めてきました。 しかしながら、最終的には当施設は利用せず、令和8年度に建物を解体することが決定しました。 また、今後の土地利用について、建物解体後に新たな施設を整備する具体的な計画はありません。このことから、当施設にかかる都市計画決定を廃止するというものになります。 ここで、施設の概要について2枚目の資料を使って詳細に説明をさせていただきます。 まず2枚目、位置図をご覧ください。不燃物処理場につきましては、最寄りが中部電力米沢水力発電所東側を北に、朝倉山の脇を登った場所に位置しています。お手元の資料ではピンク色でなぞられた部分が進入路となっています。 続きまして裏面をご覧ください。 裏面左手が配置図となりまして、左側、L字のような形状のところが不燃物処理場の建物となっています。右手ご覧いただきまして、右上が施設の外観となります。 また、右下が施設の内部、こちら機械類の写真となりますが、こういった不燃物を処理するための設備が入った施設となっています。 では1枚目に戻りまして、今後の予定となりますが、今年度、令和8年10月から12月にかけて建築物の解体工事を施工する予定です。 また、令和9年中に都市計画審議会にて都市計画決定の廃止の議案を上程する予定です。 また、同じく令和9年中に当施設の都市計画決定を廃止する予定となっています。説明は以上となります。
会長	ただいまの説明につきましてご意見ご質問ございましたら挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。 今の説明ですと、来年は審議会が多分1回は開催されるということになるということですね。 それでは、引き続きまして説明をお願いいたします。
都市計画課	それでは、その他の2番目といたしまして「都市計画マスタープランと立地適

	正化計画について」ということでお願いします。 茅野市では「都市計画マスタープラン」という計画を平成 30 年の 3 月に改定して、「立地適正化計画」につきましては平成 31 年の 3 月に合わせて策定、改定をしたというところです。 その後、改定、策定後のまちづくりの進捗状況や社会情勢等の変化を踏まえまして、茅野市としますと令和 9 年度から茅野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しを行う予定としています。 1 番といたしまして、マスタープランとはということで簡単に概要を書かせていただいています。 こちらは都市計画法を根拠法令といたしまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針ということで、まちづくりの全体像ですとか、整備の方針等々を総合的、体系的に示すものです。 茅野市では概ね 20 年先の将来像を見据えまして、土地の利用方法、道路、交通、公園下水等の都市施設に関すること、あるいは景観ですとか都市を構成する様々な要素に関して目指すべき方向性をマスタープランの中に盛り込んでいるというものです。 マスタープランという名前ですので、細かな個別の事業のことが謳われているものではなく、まちづくりの全体像、将来像を描いた都市計画部門の総合的な計画という風にご理解をいただければと思います。 2 番といたしまして、立地適正化計画ですけれども、こちらにつきましては根拠法が変わりまして、都市再生特別措置法という法律に基づいて、マスタープランに即して策定される計画です。 この立地適正化計画は、昨今の人口減少社会を踏まえまして、適正な土地利用に向けた施設ですとか住宅の誘導、公共交通等との連携による「コンパクトシティプラスネットワーク」という考えに基づきまして、目指す将来都市像の実現に向けてマスタープランよりも少し具体的な施策を盛り込んでいる計画となっています。 医療、福祉、商業等々のいわゆる都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」という区域、また居住を誘導して一定の人口密度を維持する「居住誘導区域」、この 2 つをこの立地適正化計画の中に設定し、日常生活に必要なサービスですとか行政機能が住まいの身近に存在する、持続可能な都市の構築を目指していると、そのような計画になっています。 その他、総合計画ですとか、長野県の方でも都市計画区域マスタープランというものを定めていますし、茅野市の都市計画マスタープラン、立地適正化計画等々につきましてはそれぞれ上位計画に即して策定をする、あるいは横並びで連携をして策定をするというような関係性になっているというのが一番下の図になります。 裏面に移りまして、こちら 2 つの計画の見直しですけども、冒頭申し上げました通り令和 9 年度、令和 10 年度の 2 年間で行う予定としています。 マスタープランにつきましては、平成 30 年から現在のまちづくりの進捗状況ですとか各種施策、各種計画との整合を図るという意味でこのタイミングで見直しを行います。 立地適正化計画の中では、近年頻発している自然災害等々を踏まえまして、災害ハザードエリアの分布等、あるいは防災のための指針等を定めることと国の方でされていますので、それらの内容を盛り込んでいく予定としています。 また、今年度末に完了する予定の永明小中学校の周辺道路整備事業につきまして、立地適正化計画に基づいて実施をしている事業ですので、こちらが完了することにより中心市街地の街並みの変化が予定されております。

	また、のらざあですけれども、こちらは策定した平成31年にはまだ運行しておりませんでしたので、のらざあの運行開始を踏まえた公共交通ネットワークに関する方針の見直し、あるいは現在進めております公共施設の再編など、計画策定時以降の変化を適切に計画に反映させていきたいと思っています。 こちらの両計画の見直しですが、都市計画審議会の方にお諮りをして決定をいただくというものではありませんが、都市計画分野の重要な計画ですので、来年再来年と見直しをする中で適宜その内容、改正案等々につきましては審議会の皆様にもご説明ご報告をさせていただきまして、ご意見を頂戴しながら改定作業の方を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	ただいまの説明につきましてご意見ご質問がございましたら挙手にてお願いいたします。 よろしいでしょうか。 それでは、引き続きまして説明をお願いいたします。
都市計画課	その他の3つ目、最後になりますけれども続いてお願いいたします。 都市計画道路「観音通線」についてということで、最初に、都市計画道路「観音通線」と言われても聞き慣れない方もいると思いますので、裏面の図をご覧いただければと思います。 都市計画道路の観音通線、いわゆる市役所通りと言われている道路です。 茅野駅の東口を起点に市役所の前を通り、その後本町区内を通って、この絵で言いますと真ん中上に上がってく黄色い線形のところ、これが元々現在決定されている都市計画道路の線形です。 元々の計画予定は城山団地の入り口、ビーナスラインに向けて道路が伸びていくというような計画の道路でした。 こちらは昭和33年に計画決定された道路で、総延長1870m、計画幅員16mということで計画をされ、現在のところ全線は開通しておらず。この図面で言いますと、左側に斜めに交差している交差点がありますが、こちらが市役所から八ヶ岳方面に向かっていただいた市役所東の交差点。 茅野駅の東口からここまでの間については計画幅員で完成をしております。 そこから先、東側についてはまだ未整備となっておりまして、こちらの整備につきまして、当初の計画線から線形、計画道路の位置を変えたいという手続きをここ近年行ってきたというところです。 表面に戻り、こちらの計画変更ですけれども、経過の方をご存知ない方もいるかと思いますので簡単にご説明させていただきます。 遡りますと平成19年頃、主にこの計画変更につきましては本町区内に位置するということで、本町区を中心に検討の方は進めてきていただきました。 平成19年、「明日の本町を考える会」というものが本町の商業会さんとか区内の有志の方を中心に発足したのが一番の初期かと思います。 その後、平成25年頃には本町区の総会で「本町まちづくり委員会」ということで、区内部の正式な検討組織として承認を得たということになります。 以降、この本町まちづくり委員会を中心に、道路だけを変更する、道路整備だけを話し合ってきていただいたわけではなく、本町の町中、商店街もあり、まちづくり全体を考える会議として検討の方を進めてきていただいたというものでございます。 その中で道路に関しましては、平成29年の10月になりますけれども本町区の臨時総会が開かれまして、観音通線、元々は本町の公民館の上を通っているような黄色い線形だったものを、本町商店街通り、現在の県道、市役所の前を通

	ってそのまま粟沢橋を抜けてビーナスライン、鬼場の交差点のところに繋がる県道の上に計画線を掛け替えるということについて、区の総会で正式に可決をされたというのがこの平成29年になります。 この時の可決の内容ですけれども、正確にお伝えしたいので当時の区総会の議事録から朗読させていただきます。 議案とすると「本町区の中心市街地活性化事業計画案」ということで議事にかけられました。 茅野市中心市街地活性化基本計画に基づく事業として昭和 33 年に決定された都市計画道路観音通線を、当時本町通線に変更し、道路と歩道の拡幅、側溝の整備及び区内の街並みの整備を合わせて行うと、こういった内容で当時の区総会で決定をされました。 必道路だけではなく、本町の街並み等々まちづくりも含めて行っていくというような内容が決定されました。 その後、平成30年以降、ワークショップの開催や説明会等々、コロナの時期に重なったこともあり、思うような会議ができなかったという風に聞いてはおりますけれども、29年に決定された内容に基づきまして地元の方でさらに検討を深めていただき、令和5年に、都市計画道路観音通線の都市計画決定の変更の正式な手続き、法律に基づく手続きに入ったということです。 この手続きの途中で令和5年の9月ですが、計画変更後の道路が県道であるために、手続きについては県の最終的な決定が必要となる変更でした。 県の方でこの計画書の縦覧等を行っていたのですが、県に対してその計画変更に対する意見書が42通提出されるということがありました。 これを受けて、同年の11月に沿線地権者を対象に個別のご説明会を行い、明けた6年3月には再度地元の説明会等々を開催したところ、まだ反対者からの意見が多く聞こえたということで、県と協議の上、一旦この都市計画道路の変更手続きについては中断をしたというのが令和5年度までの経過です。 その後、令和6年度についても中断をしてから、特段地元の方や市役所、県等々でも動きがない中で、令和7年度になりまして、地元の元々有志の方ですけれども「本町観音通り整備協議会」ということで、本町区としては改めてその中断してしまった観音通線の整備ですとか街づくりの進め方について区民の皆さんで協議をして、有志で今一度話し合うためにということで、区の組織である街づくり委員会の下部組織として協議会を発足いただいたのが令和 7 年度です。 発足後、協議会が主催をして再度沿線の地権者の方を対象にアンケートを実施していただいたり、その結果が右側に少し載っていますが、アンケートを実施したり、沿線地権者を対象に個別の相談会を実施したり、アンケートの回答をいただけなかった地権者さんや個別相談会にもお越しいただけなかった方等には個別に訪問をし、丁寧な形で意見集約をしていただいているような現状です。 令和 8 年度になりまして、アンケート結果等々につきましても区民の皆さん、沿線の地権者の方に回覧版等で報告をしたというのが本日までの経過です。 こちらの道路につきましては、現在この観音通り整備協議会を中心に今後についてご検討いただいているところです。 現在、市としてどうするということが決まっている案件ではないですが、引き続き協議会の方とは連絡を密にして、適宜またこの審議会等々でも経過のご報告、あるいは都市計画変更するということになりましたら、改めて議事として審議会にもお諮りをするということになると思いますので、本日のところは経過のご報告ということでご理解をいただければと思います。 以上でございます。

会長	ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見ご質問がありましたら挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、以上を持ちまして本日予定した案件は終了いたしましたので、司会進行を事務局の方へお返しいたします。
事務局	金子会長また委員の皆様長時間にわたるご審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、茅野市都市計画審議会を終了いたします。 大変お疲れ様でした。気をつけてお帰りください。 （20 時 00 分終了）